

○秩父別町就学援助事務取扱要領（平成22年教育委員会訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、秩父別町内に居住し、かつ、町内の小学校及び中学校に在学する児童又は生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（定款）

第2条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「要保護者」という。）

ア 前年度及び当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を受けたこと。

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税が非課税

(ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定に基づく国民年金の請求

の減免

(キ) 秩父別町国民健康保険条例（昭和45年条例第15号）第25条の規定に基づく保険料の減免

イ

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉貸付金制度による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(イ) その他、教育委員会が就学援助の必要があると認める者

（対象経費等）

第3条 就学に要する費用の種類、対象経費は別表のとおりとする。

2 就学援助の額は、毎年度国が定める援助費等に係る基準に基づき教育委員会が定める額とする。

（申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、教育委員会が定める申請書を提出しなければならない。

（決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理した時は、その内容の審査を行い、就学援助の認定の可否を決定し、その結果を学校長及び申請者に通知するものとする。

（就学援助の給付）

第6条 就学援助の給付は、認定者の指定する口座に振り込むことにより行う。ただし、認定者に直接支給すると教育委員会が認める事由があるときはその限りではない。

（認定の取消し）

第7条 受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、又は既に給付した就学援助費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により就学援助を受けたとき。

(3) 受給者が就学援助費をその目的以外に使用したとき。

(4) 教育委員会が前号の事項を確認した時は受給者の申し出によらずに取消することができる。

（返納）

第8条 受給者は、前条の規定により就学援助の内容の変更により全部若しくは一部を取り消されたことにより過払いが生じた場合は、当該過払いに係る就学援助費を教育委員会に返納しなければならない。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日教委訓令第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

別表

種類	対象経費	対象者
1. 学用品費	児童又は生徒が通常必要となる学用品又はその購入費	対象保護者

2	通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通学のために通常必要となる通学用品又はその購入費	標準保護者
3	校外活動費	宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる宿泊を伴う学校行事としての活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な経費のうち対象経費の半額若しくは国の基準額の何れか低い方	標準保護者
4	修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	保護者及び標準保護者
5	新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費	標準保護者（年度当初に就学援助費の支給対象者として認定された児童又は生徒）
6	学校給食費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の学校給食に要する経費	標準保護者
7	医療費	児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和83年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条第1号又は第2号に該当する者に対して、その治療のための医療に要する経費	保護者及び標準保護者
8	体育実技用具費	保健体育の授業で使用する用具で、小学校は、スキー・スケート、中学校は、柔道・剣道・スキー・スケートの購入費	標準保護者

○秋父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年条例第16号)

く個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第9号に基づき特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

△をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に
 応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者が

ら当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同法の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	秋父別町認定こども園の設置及び管理に關する条例(平成27年条例第3号)による認定こども園の管理に關する事務
2 町長	秋父別町乳幼児等医療費の助成に關する条例(昭和58年条例第8号)による乳幼児等に關する医療費の助成に關する事務
3 町長	秋父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に關する条例(昭和58年条例第2号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に關する医療費の助成に關する事務
4 町長	秋父別町有住宅使用に關する条例(昭和40年条例第13号)による町有住宅の使用に關する事務
5 町長	秋父別町特定公共賃貸住宅管理条例(平成7年条例第10号)による特定公共

	賃貸住宅の管理に関する事務	
6 町長	秩父別町営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る駐車場管理条例（平成11年条例第14号）による町営住宅又は特定公共賃貸住宅に係る駐車場の管理に関する事務	
7 教育委員会	就学援助に関する事務	

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例による認定こども園の管理に関する事務	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に關する情報 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に關する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (3) 地方税法（昭和26年法律第226号）その他の地方税に關する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に關する情報（以下「地方税関係情報」という。） (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
2 町長	秩父別町乳幼児等医療費の助成に關する条例による乳幼児等に關する事務	(1) 生活保護関係情報

	係る医療費の助成に関する事務	(3) 秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に關する条例による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に關する情報
3 町長	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に關する条例による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 秩父別町乳幼児等医療費の助成に關する条例による乳幼児等に係る医療費の助成に關する情報
4 町長	秩父別町有住宅使用に關する条例による町有住宅の使用に關する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報
5 町長	秩父別町特定公共賃貸住宅管理に關する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報
6 町長	秩父別町営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る駐車場管理に關する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務	町長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に關する情報

			報
			(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給に関する情報
			(5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報
			(6) 住民票関係情報